

韓国の人身取引に関する立法動向

天野 真吾

韓国における人身取引に対する立法動向について、これまで日本ではほとんど紹介されてこなかった。本稿では、韓国における人身取引に対する制度的対応について、主に法制面を中心に紹介する。

1 人身取引の発生実態

アメリカ国務省が発表した2003年の『人身取引報告書』^(注1)によると、韓国は、性的搾取のために人身取引された女性の目的地国であると同時に通過国であり、また日本及びアメリカなどへ性的搾取の目的で人身取引される韓国女性の出身地国でもある、とされている。

現在、韓国に存在している人身取引の被害者は、主に、フィリピン、タイを中心とする東南アジア諸国、中国(朝鮮族を含む)、ロシア、ウズベキスタン、カザフスタンなどから来た女性である、といわれている。

韓国における人身取引の詳しい実態については、情報が限られるためその全貌について正確に把握することは困難ではあるが、2002年1月には郡山(グンサン)の無許可の風俗店で20代の女性を多数含む12名が死亡する火災事件が発生し、監禁、売春の強要など人身取引といえる性産業の実態が明らかになった。この事件により、著しい人権の侵害を伴う「人身取引」及びそれに付随する性的搾取の存在が大きな問題となった。^(注2)

また、在韓米軍基地の周辺において多数存在するいわゆる「基地村」においても、数千人の外国人女性及び韓国女性^(注3)が自らの意に反して売春を強要されているという報告もある。

このような状況を鑑みると、韓国においても人身取引は、極めて深刻な状況にあり大きな問題であるといえる。

2 人身取引を規制する現行の法的枠組み

韓国は、2000年に採択された国連国際組織犯罪防止条約及び人身取引に関する議定書に署名している。また、その他の人身取引に関連する幾つかの国際条約にも署名し、批准しており、国際的な人身取引の規制の枠組みに参加して、一定の取組みを行ってきた。^(注4)

一方、国内法においては、現在、人身取引防止のための包括的な法律は整備されてはおらず、人身取引行為及びそれに付随して行われる行為に対して現行のいくつかの個別法令を適用して、それらに対処しているのが現状である。現在のところ、人身取引に焦点を絞った包括的な法律の制定の動きは見られず、今後も個別に関連法令の適用により対処していく方向にある。

人身取引行為を摘発・処罰する場合に適用される現行法としては、刑法、青少年の性保護に関する法律、売春行為等防止法、出入国管理法、職業安定法等がある。

以下、人身取引に適用される具体的な規定について紹介する。

(1) 刑法

刑法では、次の罪が人身取引に対して適用されている。

第29章 逮捕及び監禁の罪

第276条（逮捕、監禁、尊属逮捕、尊属監禁）

第1項 人を逮捕し、又は監禁した者は、5年以下の懲役又は700万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金に処する。

第2項 自己又はその配偶者の直系尊属に対し、第1項の罪を犯した場合は、10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。

第277条（重逮捕、重監禁、尊属重逮捕、尊属重監禁）

第1項 人を逮捕し、又は監禁し、苛酷な行為を加えた者は7年以下の懲役に処する。

第2項 自己又はその配偶者の直系尊属に対して前項の罪を犯した場合は、2年以上の有期懲役に処する。

第278条（特殊逮捕、特殊監禁）

団体若しくは多数の示威をもって、又は危険物を携帯して、前2条の罪を犯した場合は、その罪に対して定められた刑の二分の一まで加重する。

第279条（常習犯）

常習的に第276条又は第277条の罪を犯した場合は、前条の例による。

第280条（未遂犯）

前4条の未遂犯は、処罰する。

第281条（逮捕、監禁等致死傷）

第1項 第276条又は第280条の罪を犯し、人に傷害を与えた場合は、1年以上の有期懲役に処する。死亡させた場合は、3年以上の有期懲役に処する。

第2項 自己又はその配偶者の直系尊属に対し、第276条又は第280条の罪を犯し、傷害を与えた場合は、2年以上の有期懲役に処する。死亡させた場合は、無期又は5年以上の懲役に処する。

第30章 脅迫の罪

第283条（脅迫、尊属脅迫）

第1項 人を脅迫した者は、3年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料に処する。

第2項 自己又はその配偶者の直系尊属に対し、第1項の罪を犯した場合は、5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金に処する。

第3項 第1項及び第2項の罪は、被害者の明示した意思に反して公訴を提起することはできない。

第284条（特殊脅迫）

団体若しくは多数の示威をもって、又は危険物を携帯して、前条第1項又は第2項の罪を犯した場合は、7年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処する。

第285条（常習犯）

常習的に第283条第1項、第2項又は前項の罪を犯した場合は、その罪に定められた刑の二分の一まで加重する。

第286条（未遂犯）

前3条の未遂犯は、処罰する。

第31章 略取及び誘拐の罪

第287条（未成年者略取、誘拐）

未成年者を略取又は誘拐した者は、10年以下の懲役に処する。

第288条（営利等の目的の略取、誘拐、売買等）

第1項 醜行、姦淫、営利の目的で人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上の有期懲役に処する。

第2項 醜業に使用する目的で婦女を売買した者も、前項の刑と同様に処する。

第3項 常習的に前2項の罪を犯した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第289条（国外移送目的の略取、誘拐、売買）

第1項 国外に移送する目的で人を略取、誘拐又は売買した者は、3年以上の有期懲役に処する。

第2項 略取、誘拐、又は売買された者を国外に移送した者も、前項の刑と同様に処する。

第3項 常習的に前2項の罪を犯した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第290条（予備、陰謀）

前条の罪を犯す目的で準備又は陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

第291条（結婚の目的による略取、誘拐）

結婚する目的で人を略取し、又は誘拐した者は、5年以下の懲役に処する。

第292条（略取、誘拐、売買された者の収受又は隠匿）

第1項 第288条又は第289条の略取、誘拐、若しくは売買された者を収受し、又は隠匿した者は、7年以下の懲役に処する。

第2項 第287条又は第291条の略取、誘拐された者を収受し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役に処する。

第293条（常習犯）

第1項 常習的に前条の罪を犯した者は、2年以上10年以下の懲役に処する。

第2項 醜行、姦淫又は営利を目的に前条の罪を犯した者も、前項の刑と同様に処する。

第294条（未遂犯）

第287条から第289条まで及び第291条から前条までの未遂犯は、処罰する。

第295条（資格停止又は罰金の併科）

第288条、第289条、第292条及び第293条の罪並びにそれらの未遂犯には10年以下の資格停止、又は2000万ウォン以下の罰金を併科することができる。

第295条の2（刑の軽減）

この章の罪を犯した者が略取、誘拐、売買又は移送した者を安全な場所へ解放した場合は、その刑を軽減する。

第296条（告訴）

第288条第1項、第292条第1項又は第293条第2項の各罪のうち、醜行又は姦淫の目的で、略取し、誘拐し、収受し、若しくは隠匿した罪、第291条の罪及びその未遂犯は、告訴を公訴提起の条件とする。

(2) 青少年の性保護に関する法律

第5条（青少年に対する買春行為）

青少年に対する買春行為をおこなった者は、3年以下の懲役、又は2000万ウォン以下の罰金に処する。

第7条（斡旋行為）

第1項 次の各号の一に該当する者は、5年以下の有期懲役に処する。

第1号 青少年に対する買春行為を行う場

所を提供する行為を業として行う者
第2号 青少年に対する買春行為を斡旋する行為を業として行う者
第3号 第1号又は第2号の犯罪に使用されることを知りながら、資金、土地又は建物を提供した者

第9条 (青少年を売買する罪)

第1項 青少年に対する買春行為、又は青少年を利用しポルノを製作する行為の対象となることを知りながら、青少年を売買したものは、無期又は5年以上の有期懲役に処する。
第2項 青少年に対する買春行為又は青少年を利用しポルノを製作する行為の対象となることを知りながら、青少年を国外へ売り渡し、若しくは移送した者又は国外に居住する青少年を国内に売買し、若しくは移送した者は、無期又は5年以上の有期懲役に処する。

第20条 (犯罪の防止、啓蒙)

第1項 青少年保護委員会は、青少年に対する買春行為等犯罪防止のため、啓蒙文を年2回以上作成し、官報への掲載を含む大統領令が定める方法で、全国に掲示又は配布しなければならない。
第2項 第1項の規定による啓蒙文には、次の各号の一に該当する罪を犯した者の氏名、年齢、職業等の情報及び犯罪事実の概要を、その刑が確定した後、これを掲載し、公開することができる。
第1号 第5条の規定に違反した者
第2号 第6条第1項又は第3項に違反した者
第3号 第7条第1項の規定に違反した者
第4号 第8条第1項の規定に違反した者
第5号 第9条の規定に違反した者

第6号 第10条の規定に違反した者

(3) 売春行為等防止法

第24条 (罰則)

第1項 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。
第1号 暴行又は脅迫により売春行為を行わせた者
第2号 人を騙し、又は困難な状況に落とし入れ、売春行為を行わせた者
第3号 業務又は雇用その他の関係により、自身の保護又は監督を受けることを利用し、売春行為を行わせた者
第2項 第1項の罪を犯した者が、その代金の全部若しくは一部を受け取り、これを要求し、又は約束した場合は、7年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する。
第3項 20歳未満の者に対して第1項又は第2項の罪を犯した者は、10年以下の懲役に処する。
第4項 第1項又は第3項の未遂犯は、処罰する。

第25条 (罰則)

第1項 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。
第1号 営業として、売春行為を行う場所を提供した者
第2号 営業として、売春行為を斡旋した者
第3号 第1号又は第2号の犯罪に使用されることを知りながら、資金、土地又は建物を提供した者

(4) 出入国管理法

第33条

第1項 何人も、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

第1号 外国人の旅券又は外国人登録証を、就業契約又は債務履行の確保手段として、提供を受け、又はその提供を強要する行為

第94条（罰則）

次の各項の一に該当する者は、3年以下の懲役若しくは禁固又は3000万ウォン以下の罰金に処する。

第9項 第2号第33条第2項の規定に違反した者

(5) 職業安定法

第46条（罰則）

第1項 次の各号の一に該当する者は、7年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第1号 暴行、脅迫又は監禁等、精神又は身体自由に不当な拘束を加える手段により、職業紹介、勤労者募集又は勤労者の供給を行った者

第2号 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就職させる目的で、職業紹介、勤労者の募集又は勤労者の供給をおこなった者

3 政府の取り組み

2001年7月に発表されたアメリカ国務省の『人身取引報告書(2001年版)』において、韓国は「第3層」に分類され、「人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しておらず、遵守のための有意義な取り組みも行っていない国」との評価を受けた。

この報告書で「第3層」に分類されたことは、

韓国社会に大きなショックを与えた。この報告書は、新聞をはじめとする各種メディア、国会審議等でも取り上げられ、人身取引の撲滅に向けて政府が動き出すきっかけとなった、といえる。

韓国政府は、このような国内外の動きを受け、人身取引の防止、加害者の処罰及び被害者の保護を柱とする、人身取引の規制強化に関する施策の立案・実施を行う方向に向かった。

(1) 人身売買対策委員会の設置

韓国を「第3層」に分類したアメリカ国務省『人身取引報告書(2001年版)』が発表された翌7月、韓国政府は、法務部、外交通商部、女性部など関係省庁合同による「人身売買対策委員会」を設置し、人身取引防止に向けた法律及び制度の整備に関して検討を行った(同委員会は、2002年10月までに6回の会議を開いた)。また、外交ルートを通じて韓国の人身売買対策委員会設置などの改善措置をアメリカに説明し、次回の人身取引報告書に反映させるよう強力に要求するなど外交努力も行った。^(注5)

(2) 性売買関連法案

法制面の整備の動きとして、2002年9月に、性売買の対象になった者(主に女性)を本人の同意の有無に関わらず被害者であると規定し、国家に被害者保護義務を課した「性売買斡旋等の行為の処罰及び防止に関する法律案」及び「性売買防止及び被害者保護等に関する法律案」が、与野党合わせて86名の国会議員による共同発議で国会に提出された。特に、この法案では、性売買の被害を受けた外国人女性が、司法当局の捜査を受ける場合又は刑事訴訟を行う場合には、その間は強制退去が延期され、その延期された在留期間内には韓国籍保有者と同等の福祉サービスを受けることができる、と定めており、本法案が可決されれば、人身取引被害者の保護

が進むとみられる。しかし、同法案は、現在も可決されていない。^(注6)

(3) 性売買実態調査

2002年4月には、女性部の委託を受けて、韓国刑事政策研究所が、全国的な性売買に関する実態調査を実施した。この調査は、性売買を押え込み、性的目的の人身売買を根絶する政策を立案するための事前調査として行われた。女性部は、この調査結果を基にして、2003年に、性売買産業に従事する外国人の人権保護のための施策を重点的に実施する方針であることを明らかにした。^(注7)

(4) 性売買防止広報活動

同年5月、女性部は、性売買防止を呼びかける外国人向けパンフレットを作成した。人身売買による性売買を押え込むことを目的としたものであり、韓国語、英語、ロシア語の三カ国語で作成され、配布された。「STOP SEX TRAF-FICKING、性売買は国境のない人権侵害です」というタイトルで作成されたパンフレットは、国内法で規定されている性的搾取を目的とした略取・誘拐、婦女の海外移送・国内移送、売春の強要、監禁などの不法行為の禁止及び厳しい処罰条項に関する説明とともに、国際的人身売買による外国人被害者のための通報、及び相談用の電話番号の案内が記載されており、人身取引関連の外国人犯罪の予防及び被害者保護のための一つの取り組みといえる。^(注8)

(5) 人身取引対策会議

2002年10月22日には、法務部、女性部、文化観光部、労働部、外交通商部、大検察庁、出入国管理局など関係機関の関係者が出席し、「人身取引対策会議」が開催された。同会議では、関係機関別に提出する人身取引根絶対策案が議論され、これらの案は関係省庁間での調整を経て、

施行中である人身売買根絶総合計画に反映されることになった。^(注9)

(6) 性売買被害者の出入国管理関連措置の改善

①強制退去猶予制度の活用

2002年10月22日の新聞報道によると、法務部は、人身取引され、性売買の被害を受けた外国人女性の救済策として、現行法の下での強制退去猶予制度を積極的に活用し、強制退去処分手続きの実施を猶予し、必要な場合には最長1年間の「その他の資格(G1)」ビザを発給する方針である、としている。これによって、被害女性は不払い賃金の受取り及び疾病の治療、民事・刑事訴訟の準備などが終わるまで、強制退去処分の猶予を受けることができると思われる。また、女性部は、2003年から外国人人身売買被害者に対して法律支援及び出国費用の負担などのサービスを提供し、被害者が安心して滞在できるよう政府が支援する民間施設を運営することを決めた。^(注10)

②不法滞在者通報義務の猶予

2003年6月27日に、法務部は、在留許可期限切れ等の理由で、不法に在留している外国人であっても性売買、賃金未払い、労災などの被害者である場合は、権利の救済がなされるまでの間、関係機関の不法滞在者通報義務を猶予する手続きをとれるような制度変更の準備を行うことを明らかにした。

現行の出入国管理法は、不法在留者を発見した場合、公務員はすみやかに出入国管理所長らに通報しなければならないとの通報義務を課している。これにより、これまで国内で不利益を被った不法在留者たちは、公的機関による法的な保護を受けることができず、被害者の権利の救済は事実上なされてこなかった。今回、これを改正し、先に述べた強制退去猶予制度と絡め、人身売買などの被害に

あった外国人の救済を図ることが検討されて
^(注11)
いる。

(7) 国際会議の主催

2003年9月22、23日には、女性部及び法務部の共催による「国際人身取引防止専門家会議」が開催された。この会議は、最近の国境を越えた人身売買の拡散を受けて、アジア・太平洋諸国の相互協力及び情報交換を通じて、その予防のための効果的な戦略及びプログラムを開発することを目的とし、各国政府代表、国際機関の^(注12)専門家125名など、計345名が出席して行われた。

4 人身取引防止策の評価及び今後の課題

韓国では、人身取引に関する包括的な法律は整備されていないが、関係各省庁が連携して対策委員会を立ちあげるなど、政府を挙げて積極的な取組みを行っている。アメリカ国務省の『人身取引報告書』においても、韓国は2001年版では「第3層」だったものが、2002年版、2003年版では、「人身取引の根絶に向けた最低基準を十分に尊重している国」として評価され、「第1層」に分類された。これも、韓国内における人身取引対策が一定の評価を得たことの結果である、といえる。

ただし、今だに人身取引による被害者が多数存在し、かつ深刻な被害が発生している現状から、早急に解決すべき課題は多い、との声も大きい。「第1層」に分類されたとはいえ、『人身取引報告書』が指摘するとおり、韓国は、人身取引被害者の受入れ国（最終目的地）であり、通過国であり、かつ出身地国である。韓国政府の今後の取り組みに注目していく必要がある。

(注)

(1) 2003年の『人身取引報告書』については、本誌「総

論」p.8、「アメリカ」p.7-8参照のこと。

(2) ハンギョレ新聞2002.1.31.

(3) ソウル新聞2001.10.22.

(4) 現在、韓国が加盟している人身取引関連の主な国際条約は、以下の通りである。個別の国際条約の内容については、「総論」を参考にされたい（韓国外交通商部 HP より作成）。

・人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（1951.7.25発効）

加入書寄託1962.2.13

発効日1962.5.12

・苛酷な形態の児童労働禁止及び根絶のための即時的な措置に関する協約（ILO条約第182号）

批准書寄託日2001.3.29

発効日2002.3.29

・市民的及び政治的権利に関する国際規約

加入書寄託日1990.3.16

発効日1990.7.10

・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

批准書寄託日1984.12.27

発効日1985.1.26

・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

加入書寄託日1990.4.10

発効日1990.7.10

・児童の権利条約

批准書寄託日1991.11.20

発効日1999.12.20

・国連国際組織犯罪条約及び付属議定書

署名日2000.12.13

(5) 韓国日報2002.6.6.

(6) ハンギョレ2002.11.11.ただし、同記事においては、「7月」に「74名」が共同発議したと記述されている。これは、2002年7月に議員発議され、2か月後に撤回された「性売買斡旋等の行為の処罰及び防止に関する法律案（議案番号161646）」と混同しているものとみられる。正確な情報については、韓国国会ホームページ（<http://search.assembly.go.kr/>）の議

案情報を参照のこと。

- (7) ソウル新聞2002.10.16.
- (8) 女性部ニュース2002.5.29.
- (9) プサン日報2002.10.21.
- (10) 国民日報2002.10.22.
- (11) ソウル新聞2003.6.28.
- (12) 女性部ニュース2003.9.24.

(参考文献)

- ・ Department of State, “Trafficking in Persons Report (2001, 2002, 2003)”
- ・ 韓国の刑法などの法律については、韓国国会の提供する法律情報システムを利用した。

<<http://search.assembly.go.kr/law/>>

- ・ KINDS 韓国総合ニュースデータベースによる各新聞記事<<http://www.kinds.or.kr/>>

(補注)

本稿脱稿（2004年2月）後、p.124で紹介した性売買関連法案2件が、若干の修正を経て、2004年3月2日に、「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」及び「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」として、国会で可決された。この2法に関しては、別途本誌で紹介・解説する予定である。

(あまのしんご・海外立法情報課非常勤職員)